

答 申 第 4 号

平成18年12月27日

熊本市人事委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年3月29日付け熊市人委発第96号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成17年度熊本市管理職（課長級）昇任試験に関連する書類の開示請求に伴う開示（一
部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|---|
| 文書等の件名 | 1 一次試験及び二次試験の試験結果一覧表のうち素点 |
| | 2 勤務評定に関する資料 |
| | 3 二次試験（面接）の点数算出方法 熊本市試験データシステム |
| | 4 昇任試験において標準点方式を採用している全国の自治体及びそ
の計算式がわかるもの |
| | 5 一次試験及び二次試験の試験結果一覧表のうち標準点 |
| | 6 種目（勤務評定）別における平均的な得点 熊本市試験データシ
ステム |
| | 7 試験問題及び解答 |

[諮問第3号]

別 紙

諮問第3号

答 申

1 審議会の結論

熊本市人事委員会（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は一部妥当でない。

平成17年度管理職（課長級）昇任試験勤務評定得点一覧表のうち平均的な標準点に対応する素点は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

(1) 本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成17年度熊本市管理職（課長級）昇任試験に関連した文書で、昇任試験における第1次（104名分）の受験者全員の採点結果。但し、総合順位、総合得点、種目（択一、論文、勤務評定、面接）別の得点に分かるもので、得点は素点及び標準点の両方とし、受験者の受験番号、所属、氏名、性別を除く（以下「本件請求Ⅰ」という。）、昇任試験における第2次（50名分）の受験者全員の採点結果。但し、総合順位、総合得点、種目、（択一、論文、勤務評定、面接）別の得点に分かるもので、得点は素点及び標準点の両方とし、受験者の受験番号、所属、氏名、性別を除く（以下「本件請求Ⅱ」という。）、勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者、項目、配点、点数算出方法及び点数を算出した者が分かる文書（以下「本件請求Ⅲ」という。）、二次試験（面接）の点数算出方法が分かる文書（以下「本件請求Ⅳ」という。）、勤務評定における平均的な得点となった素点に分かる文書（以下「本件請求Ⅴ」という。）、昇任試験において標準点方式を採用している全国の自治体及びその計算式が分かる書類（以下「本件請求Ⅵ」という。）、択一式試験に出題された問題のうち、「指定管理者」に関する問題と解答（以下「本件請求Ⅶ」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

(2) 実施機関は、本件請求Ⅰに係る公文書として、平成17年度熊本市課長級昇任試験第一次試験試験結果一覧表（以下「本件文書Ⅰ」という。）、本件請求Ⅱに係る公文書として、平成17年度熊本市課長級昇任試験第二次試験試験結果一覧表（以下「本件

文書Ⅱ」という。)、本件請求Ⅲに係る公文書として、勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者、項目、配点、点数算出方法、及び点数を算出した者が分かる文書(以下「本件文書Ⅲ」という。)、本件請求Ⅳに係る公文書として、二次試験(面接)の点数算出方法・熊本市試験データシステム(以下「本件文書Ⅳ」という。)、本件請求Ⅴに係る公文書として、平成17年度管理職(課長級)昇任試験勤務評定得点一覧表(以下「本件文書Ⅴ」という。)、本件請求Ⅵに係る公文書として、昇任試験において標準点方式を採用している全国の自治体及びその計算式が分かる書類(以下「本件文書Ⅵ」という。)、本件請求Ⅶに係る公文書として、平成17年度課長級昇任試験・択一式試験問題及び解答(以下「本件文書Ⅶ」という。)を特定している。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数(択一、論文、計)、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数(択一、論文、計)、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について(標準点によるもの)

昇任試験は「職員がやりがいとやる気を持って職務に精励できるよう、又能力の実証に基づき、より透明性、公平性、納得性の高い昇任試験を行うため」実施されたものであり、本件文書の公開は事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは存せず、市民全体の利益という観点から実施機関の拒否理由は妥当性を欠く。また、支障を及ぼすおそれを何ら具体的に述べたものではない。

イ 本件文書Ⅴについて

受験者それぞれが勤務評定の点数を推知することが、どのような事務事業をどのように適正な遂行に支障を及ぼすのか具体的な主張はない。受験者本人が自己の勤務評定の点数を知ることは、何ら事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。公開こそ昇任試験の目的、勤務評定の目的に沿うものである。

(2) 条例第11条第2項該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（素点によるもの）

実施機関から一部開示を受けた文書の記載からも、素点及び標準点が記載された受験番号順、高得点順の択一式採点結果、論文採点結果が存在しており、また、面接合計、面接得点が記載された面接得点結果が存在することも明らかである。さらに、勤務評定についても、標準点は素点なしに計算できないから、実施機関が素点についての情報を保有していることも明らかである。

イ 本件文書Ⅲについて

昇任試験実施主体である処分庁に存在しないはずがない。

ウ 本件文書Ⅳについて

データシステムについては、実施機関は、その存在を前提として条例第7条第6号の該当性を主張している。これを不存在として非開示とするのは許されない。

エ 本件文書Ⅵについて

第1回の昇任試験の際、同種の試験は中核市中第5番目である旨発表している。通常行政施策の採用手法から考えて、先行自治体の調査なしに実施したとは考えられない。

(3) 条例第7条第3号ア及びイ該当性について

ア 本件文書Ⅶについて

昇任試験の受験者に対する環境の整備や透明性を担保するために、試験問題等を開示することが有益であることは実施機関も認めるところである。すでに実施された試験問題の公開により業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するとは解されない。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（標準点によるもの）

実施機関の拒否理由は受験番号から個人の得点及び評価に関する情報を知ることができるという点を根拠にしたものだが、受験番号によっては特定の個人を識別できるものではないので、実施機関の主張には理由がない。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（標準点によるもの）

昇任試験を誰が受験してどういう成績であったかの情報は、社会通念上、他人には知られたくないと思うことは通常である。当該情報を開示すると、職員の昇任試験への受験意欲に影響を及ぼし、ひいては市組織全体の人事管理に損失をもたらす。

イ 本件文書Ⅴについて

勤務評定の平均的な素点を開示すると、標準点に換算した得点において、個人に開示している得点から、受験者それぞれが勤務評定の点数を類推することとなり事務事業に支障がある。

(2) 条例第11条第2項該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計

点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（素点によるもの）

筆記試験、勤務評定、面接の各素点については、各々の種目を公平に評価できるよう、種目ごとに標準点に換算しており、合否の判定に当たっては、その標準点を基に得点として判定する一覧資料を作成している。

素点が記載された総合順位、総合得点、種目（択一、論文、勤務評定、面接）別の得点が分かる一覧表は作成していない。

イ 本件文書Ⅲについて

昇任試験の実施に当たり、人事委員会では、各受験者の勤務評定における点数についてのみ人事課から提供を受けている。

よって当該請求に係る文書は人事委員会には存在しない。

ウ 本件文書Ⅳについて

熊本市試験データシステム内のプログラムであり、文書は存在していない。

エ 本件文書Ⅵについて

先行自治体の試験制度、種目などの調査は実施しているが、標準点方式を採用しているか否かの調査は実施していないため、文書は存在しない。

(3) 条例第7条第3号ア及びイ該当性について

ア 本件文書Ⅶについて

当該問題及び解答は、業者が培ってきたノウハウから作成されたものであり、これらを公開すると、当該法人の競争上の地位、財産権を害するおそれがある。

また、公開しない旨の契約を交わしている。

課長級昇任試験を取り扱う業者は1社しかなく、公開すれば今後契約締結ができなくなり、昇任試験事務に支障が生じる。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務

評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（標準点によるもの）

昇任試験はおおむね市職員として20年以上在籍している者が対象となるため、大半は顔見知りであり、受験番号を公開すると受験者間においては個人が容易に特定される。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書Ⅰは、平成17年度管理職（課長級）昇任試験第1次試験の種目別及び合計の点数が記載された、合計点における高得点順の一覧表である。

本件文書Ⅱは、平成17年度管理職（課長級）昇任試験第2次試験の種目別及び合計の点数が記載された、合計点における高得点順の一覧表である。

本件文書Ⅲは、勤務評定に関する資料で、勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者、項目、配点、点数算出方法、及び点数を算出した者が分かる文書である。

本件文書Ⅳは、二次試験（面接）の点数算出方法が分かる文書・熊本市試験データシステムである。

本件文書Ⅴは、平成17年度管理職（課長級）昇任試験の職員番号順の勤務評定得点一覧表である。

本件文書Ⅵは、昇任試験において標準点方式を採用している全国の自治体及びその計算式が分かる文書である。

本件文書Ⅶは、平成17年度課長級昇任試験・択一式試験問題及び解答である。

本件文書にはそれぞれ次のような内容が記載されている。

ア 本件文書Ⅰ

- (ア) 連番欄
- (イ) 順位欄
- (ウ) 受験番号欄
- (エ) 氏名欄
- (オ) 択一得点欄
- (カ) 論文得点欄
- (キ) 筆記合計欄
- (ク) 勤務評定得点欄
- (ケ) 合計得点欄
- (コ) 合格決定欄

(サ) 不合格決定欄

(シ) 備考欄

イ 本件文書Ⅱ

(ア) 連番欄

(イ) 順位欄

(ウ) 受験番号欄

(エ) 氏名欄

(オ) 択一得点欄

(カ) 論文得点欄

(キ) 筆記合計欄

(ク) 勤務評定得点欄

(ケ) 面接得点欄

(コ) 合計得点欄

(サ) 格決定欄

(シ) 不合格決定欄

(ス) 備考欄

ウ 本件文書Ⅴ

(ア) 職員番号欄

(イ) 氏名欄

(ウ) 素点欄

(エ) 標準点欄

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

本件文書に係る判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締役、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報とすることを定めたものであり、ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められ

るものである。

本件文書Ⅰ～Ⅶは、平成17年度管理職（課長級）昇任試験に関係する文書及び勤務評定に関係する文書であるから、本号にいう「試験」及び「人事管理」に関する情報であることは明らかである。

実施機関は、本件文書Ⅰのうち標準点及び本件文書Ⅴについて、本号に該当すると主張するので、これについて検討する。

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（標準点によるもの）

実施機関は、昇任試験を誰が受験してどういう成績であったかの情報は、社会通念上、他人には知られたくないと思うことは通常である。当該情報を開示すると、職員の昇任試験への受験意欲に影響を及ぼし、ひいては市組織全体の人事管理に損失をもたらす旨、主張する。

本件文書Ⅰは平成17年度熊本市管理職昇任試験第一次試験の試験結果が合計点の高得点順に記載されている一覧表であり、その順位、受験番号、氏名、種目別の標準点、合計点及び合格・不合格の記載が認められる。

平成17年度の熊本市管理職（課長級）昇任試験は、課長補佐級在職2年以上の経験を受験資格の要件としており、おおむね市役所生活20年以上の職員による試験である。このため顔見知りが多く、25人の合格者は、平成18年4月の人事異動で公になっており、不合格者もある程度知られている状況である。

希望する受験者に対しては、本人の総合順位、総合得点、種目別得点及び合格最低点が開示されており、受験者同士あるいは受験者とその同僚での情報交換が見受けられ、一部ではあるが個人が特定されている状況もある。

このような中で試験結果が公開されると、順位が特定される可能性は高くなる。

個人が特定される可能性がある以上、得点まで公表されることは、合格者にとっても、不合格者にとってはなおさら「いやだ」という感情が生じないとはいえない。そうである以上、今後の受験意欲の低下につながりかねず、公開した場合、受験者が減る蓋然性が高くなると思われる。

また、受験者は、受験者本人の得点を公にされることを想定しておらず、この受験者個人の点数等が記載されている一覧の開示は、受験者と実施機関の信頼関係を損なうおそれがある。

よって、本件文書Ⅰを開示すると、職員の昇任試験への受験意欲に影響を及ぼすおそれがあり、ひいては市組織全体の人事管理に対する大きな損失をもたらすと考

える。

したがって、条例第7条第6号に該当する。

イ 本件文書Vについて

本件文書Vには、受験者の勤務評定の素点及び標準点が職員番号順に記載されていることが認められる。

実施機関は、勤務評定の平均的な標準点に対応する素点を開示すると、本人に開示されている勤務評定の標準点で、50点に近い者が素点をほぼ特定することができる。また、標準点で50点に近い者以外の者も、平均的な素点から自分の素点を類推することができる。勤務評定の素点は本人のありのままの評価であるため、それを知った本人が評価に不満を持つ場合には、職場内において、上司とのトラブル等が発生するおそれがある。また、開示が前提となると、トラブルを避けるために、評価者が本来の評価より高い評価をするなど、勤務評定制度そのものの形骸化を招くおそれがあり事務事業に支障がある旨、主張する。

しかし、請求により本人に開示している標準点は受験者の中での相対評価であるから勤務評定の素点を類推することはできない。一方、勤務評定の平均的な標準点に対応する素点を開示した場合には、確かに、標準点で50点に近い受験者が自分の素点をほぼ類推することとなるが、既に標準点において受験者の中での自分に対する評価が明らかになっており、素点を知ることによって初めて自分に対する評価を知るわけではない。しかも、平均的な素点の開示であり、その評価にことさら不満を持つとはいえない。標準点で50点に近い受験者以外の受験者についても、自分の素点がある程度類推することができるにしても、これも同様に既に標準点において自分に対する評価が明らかになっているし、また、平均的な素点と標準点を比較することにより類推した自らの素点はあくまでも素点そのものではない。類推した素点を知ったからといって標準点が明らかになっている中ではそれほどの影響も考えられない。

このため、勤務評定の平均的な標準点に対応する素点を開示したとしても、事務事業に支障をきたすような混乱が生じることはなく、実施機関が主張するような支障があるとはいえない。

したがって、条例第7条第6号には該当しない。

(4) 条例第11条第2項該当性について

条例第11条第2項は、開示請求に係る文書等を不存在等を理由に請求を拒否する場合には、その理由を書面で通知する旨を定めたものである。

実施機関は、本件文書Ⅰ及びⅡの素点が分かるもの、本件文書Ⅲ、Ⅳ及びⅥについて、不存在と主張するので、これについて検討する。

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（素点によるもの）

実施機関は、筆記試験、勤務評定、面接の各素点については、各々の種目を公平に評価できるよう、種目ごとに標準点に換算しており、可否の判定に当たっては、その標準点を基に得点として判定する一覧資料を作成している。このため、素点が記載された総合順位、総合得点、種目（択一、論文、勤務評定、面接）別の得点が分かる一覧表は作成していない旨、主張する。

関係書類を確認したところ、種目（筆記、勤務評定、面接）別の採点結果には素点及び標準点の記載が認められた。種目別の採点結果をもとに、総合順位や総合得点が分かる一次試験及び二次試験の試験結果一覧表を作成するが、その際、可否判定に使用しない素点は転記せず、標準点のみの一覧表を作成することが認められた。

申立人の請求では、昇任試験における第1次（104名分）及び第2次（50名分）の受験者全員の採点結果。但し、総合順位、総合得点、種目（択一、論文、勤務評定、面接）別の得点が分かるもので、得点は素点とし、受験者の受験番号、所属、氏名、性別を除くとなっており、申立人の請求する素点の一覧表は存在しない。

イ 本件文書Ⅲについて

実施機関は、昇任試験の実施に当たり、各受験者の勤務評定における点数についてのみ人事課から提供を受けているため、当該請求に係る文書は実施機関には存在しない旨、主張する。

実施機関に対し事情を聴取したところ、実施機関として昇任試験にあたり必要な情報は、勤務評定に関していえば、受験者全員の勤務評定得点一覧表のみであり、申立人の請求する、得点以外の勤務評定に関する情報は必要ないことが認められる。

勤務評定の得点一覧表は人事課から提供を受けているが、それ以外の情報は提供を受けていないという実施機関の説明は信用することができ、これを覆すに足る証拠はないというべきである。

ウ 本件文書Ⅳについて

実施機関は、熊本市試験データシステム内のプログラムであり、文書は存在していない旨、主張する。

実施機関に対し事情を聴取したところ、面接試験の点数一覧表としては、面接官ごとの点数一覧表及び面接官全員の合計点とそれに対応する標準点一覧表があることが認められる。

この一覧表は、熊本市試験データシステム内の表であり、面接官ごとの点数を入力することで、合計点及び標準点を自動的に計算するよう設計されているものである。このため、出力した表において、プログラムとしての点数算出方法は表示されない。

また、プログラム化に伴う業者への指示は軽易なため口頭で行っており、文書はないということであった。これらの説明は信用することができ、これを覆すに足る証拠はないというべきである。

エ 本件文書Ⅵについて

実施機関は、先行自治体の試験制度、種目などの調査は実施しているが、標準点方式を採用しているか否かの調査は実施していないため、文書は存在しない旨、主張する。

実施機関に対し事情を聴取したところ、課長級昇任試験導入時には、初めての取り組みであり、試験の種目や内容、受験資格者の特定等、試験の概要についての調査を実施していることが認められる。しかし、熊本市において標準点方式による試験は、職員採用試験などにおいて以前から実施しているため、課長級昇任試験の実施にあたって調査する必要はないとの事である。

確かに、職員採用試験については標準点方式を採用しており、これらの説明は信用することができ、これを覆すに足る証拠はないというべきである。

(5) 条例第7条第3号ア及びイ該当性について

条例第7条第3号ア及びイは、法人等の事業活動に伴う生産技術、営業及び販売上のノウハウなど、開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報について、不開示情報とすることを定めたものである。

実施機関は、本件文書Ⅶが本号に該当すると主張するので、これについて検討する。

ア 本件文書Ⅶについて

実施機関は、当該問題及び解答は、業者が培ってきたノウハウから作成されたものであり、これらを公開すると、当該法人の競争上の地位、財産権を害するおそれが

ある。

また、業者との間に公開しない旨の契約を交わしている。

課長級昇任試験を取り扱う業者は1社しかなく、公開すれば今後契約締結ができなくなり、昇任試験事務に支障が生じる旨、主張する。

実施機関に対し事情を聴取したところ、課長級昇任試験の択一式試験問題の作成については、専門の業者に委託していること。

出題数は25問で、そのうち10問については、熊本市の市政に関する問題と時事問題で、これについては熊本市が委託業者に対し情報を提供して作成しており、問題及び解答はすでに公表済みであること。

残りの15問については、委託業者が独自に作成した問題であり、問題が何に関する問題であったかが分かるようにその項目についてはすでに公表していることが認められる。

当該業者は、全国各地の自治体から委託を受けて各種試験問題を作成し提供している。自治体固有の問題の他、業者が常時保有している問題を使いまわしていることが認められる。

業者としては、試験問題は成果品であり、これまで培ってきたノウハウから作成されたものである。

問題を公開すると、これまで蓄積していた問題を使いまわすことができずに新たに作成する必要が出てきたり、これまで培ってきたノウハウを同業他社に知られるなど、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、委託契約書の中で、委託業者が独自に作成した問題については第三者に開示しない旨の条項を設けていること。また、第三者に開示した場合には、今後試験問題の提供を行わないことを口頭であるが告げられていることが認められる。

したがって、条例第7条第3号ア及びイに該当する。

(6) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件文書Ⅰ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」及び、本件文書Ⅱ中「連番、順位、受験番号、氏名、筆記点数（択一、論文、計）、勤務評定点数、面接点数、合計点数、合格・不合格の決定欄、備考」について（標準点によるもの）は、前(3)アにおいて条例第7条第6号に該当すると認められるため、当該部分に係る条例第7条第2号該当性については判断しない。

(7) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	高 木 絹 子
委	員	田 中 節 男
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成18年 3月29日	熊本市人事委員会から諮問を受けた。
平成18年 4月 5日	熊本市長から諮問を受けた。
平成18年 4月14日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成18年 5月12日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成18年 5月26日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。
平成18年 7月 7日	諮問の審議を行った。
平成18年 8月 2日	実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成18年 9月 1日	諮問の審議を行った。
平成18年 9月22日	実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成18年 10月10日	諮問の審議を行った。
平成18年 10月30日	諮問の審議を行った。
平成18年 11月24日	諮問の審議を行った。
平成18年 12月 5日	答申（案）の審議を行った。
平成18年 12月27日	答申（案）の審議を行った。